

(メール施行)

薬 号 外  
令和5年10月13日

関係団体の長 殿

宮城県保健福祉部薬務課長  
(公 印 省 略)

### 毒物又は劇物の運搬に係る留意事項について (通知)

本県の薬事行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、県内において劇物を鉄道客室内に持ち込み、手荷物として運搬していたところ、容器から漏洩し一般乗客等が負傷する事故が発生し、警察による捜査が行われているところ です。

毒物又は劇物の運搬については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号、以下「法」という。）において、飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない旨等が定められており、毒物劇物製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に適用されます。また、同法施行令（昭和30年政令第261号、以下「令」という。）及び関連通知において、毒物又は劇物の運搬についての技術上の基準が定められています。

今般の事故を踏まえ、改めて危害の発生を未然に防止する観点から、毒物又は劇物の運搬に係る留意事項を下記のとおりまとめました。

つきましては、貴会会員等に対し、これらの規定について遵守するとともに、毒物又は劇物の購入者又は使用者等に対して、安易な容器の移し替えやみだりな持ち歩きは慎み、安全な管理の実施について御指導頂くよう周知願います。

<参考資料掲載URL>

毒物劇物の適正な取扱いの手引

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/27849/2023dokubutugekibutupamphlet.pdf>

### 記

#### 1 運搬における流出等防止

毒物劇物営業者等は、毒物若しくは劇物又は令第38条第1項に定める物を運搬する場合には、飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じること。

(法第11条第3項（第22条第4項、第5項による準用を含む）)

毒物劇物営業者等は、毒物又は劇物の容器として、飲食物の容器として通常使用されるものを使用してはならないこと。(法第11条第4項(第22条第4項、第5項による準用を含む))

## 2 運搬についての技術上の基準

毒物又は劇物を運搬する場合には、以下の技術上の基準を遵守すること。

### (1) 容器、積載の態様、運搬方法等

イ 四アルキル鉛を含有する製剤、無機シアン化合物たる毒物(液体状のものに限る。)、  
ふっ化水素又はこれを含有する製剤を運搬する場合は、容器、積載の態様、運搬方法  
等について令第40条の2~5、7の規定を遵守すること。

ロ 毒物(四アルキル鉛を含有する製剤を除く。)又は劇物を車両を使用して、又は鉄道  
によって運搬する場合には、以下を遵守すること。(令第40条の3第3項)

(イ) 容器又は被包に収納されていること。

(ロ) ふたをし、弁を閉じる等の方法により、容器又は被包が密閉されていること。

(ハ) 1回につき1,000キログラム以上運搬する場合には、容器又は被包の外部に、  
その収納した毒物又は劇物の名称及び成分の表示がなされていること。

ハ 毒物(四アルキル鉛を含有する製剤並びに弗化水素及びこれを含有する製剤(弗化  
水素70パーセント以上を含有するものに限る。)を除く。)又は劇物を車両を使用し  
て、又は鉄道によって運搬する場合には、以下を遵守すること。(令第40条の4第4  
項)

(イ) 容器又は被包が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されている  
こと。

(ロ) 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器又は被包が当該積載装  
置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。

### (2) 車両を使用して5,000キログラム以上運搬する場合

令別表第2に掲げる毒物及び劇物を車両を使用して1回につき5,000キログラム  
以上運搬する場合には、以下を遵守すること。(令第40条の5第2項)

イ 運転者1人の連続運転時間が4時間を超える場合又は1日あたりの運転時間が9時  
間を超える場合には、交替して運転する者を同乗させること。

ロ 車両の前後の見やすい箇所に、0.3メートル平方の黒地に白地で「毒」と表示し  
た標識を掲げること。

ハ 車両には、防毒マスク、ゴム手袋その他事故の際に応急の措置を講ずるために必要  
な保護具で毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)別表第5で定  
めるものを2人以上備えること。

ニ 車両には、運搬する毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに事故の際に講じ  
なければならない応急の措置の内容を記載した書面(SDS等)を備えること。

(3) 荷送人の通知義務

1,000キログラムを超える毒物又は劇物を車両を使用して、又は鉄道によつて運搬する場合で、当該運搬を他に委託するときは、その荷送人は、運送人に対し、あらかじめ、当該毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに数量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面（SDS等）を交付しなければならない。（令第40条の6）

3 毒物（2（1）イで規定されているものを除く。）又は劇物の運搬容器に関する基準

毒物（2（1）イで規定されているものを除く。）又は劇物を車両を使用して、又は鉄道によつて運搬する場合は、容器、容器への収納方法その他の取扱いは以下の通知に適合すること。

<毒物及び劇物の運搬容器に関する基準>

その1：液体状のものを車両を用いて運搬する固定容器の基準（平成6年9月21日薬発第819号 最終改正）

その2：液体状のものを車両を用いて運搬する積載式容器（タンクコンテナ）の基準（平成6年9月21日薬発第819号 最終改正）

その3：内容積450リットル以下の小型運搬容器の基準（平成7年3月16日薬発第244号最終改正）

その4：中型運搬容器の基準（平成7年3月16日薬発第244号 最終改正）

<通知掲載URL>

その1、その2：[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tc1553&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc1553&dataType=1&pageNo=1)

その3、その4：[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tc1551&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc1551&dataType=1&pageNo=1)

<問い合わせ先>

保健福祉部薬務課薬事温泉班 長山・深澤

TEL：022-211-2652

FAX：022-211-2490

E-mail：yakumu-y@pref.miyagi.lg.jp

<通知先一覧>

宮城県毒劇物協会

一般社団法人宮城県薬剤師会

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会宮城県支部

宮城県医薬品卸組合理事

宮城県医療機器販売業協会

宮城県農薬商業協同組合理事

宮城県農業協同組合中央会

全国農業協同組合連合会宮城県本部

公益社団法人宮城県トラック協会